一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　簾舞川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を令和二年国土交通省告示第千四百五十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道札幌市南区
簾舞　四五番一　一号
　四六番一　二号から四号まで
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から十号までを順次結んだ線及び標柱五号と十号を令和二年国土交通省告示第千四百五十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道札幌市南区
簾舞　五六番一　五号から十号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　オカバルシ川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成二十九年国土交通省告示第百七十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道札幌市南区
藤野　六一六番一地先道路敷　一号から四号まで

○国土交通省告示第三百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　高田川左支渓
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県新宮市高田
字空地　一七五〇番　一号
　一七五〇番　地先河川敷　二号から四号まで及び六号から十一号まで
　一七五〇番　地先里道敷　五号
字戸矢倉　三一七二番五三　十五号及び十六号
　三一七二番五四　十二号から十四号まで
　三一六一番　十七号及び十八号
　三一六三番　十九号及び二十号
　三一六八番　二十一号から二十三号まで
　三一七〇番　二十四号及び二十五号
字遊居谷　一七三三番　三十六号及び三十七号
　地先里道敷　二十六号及び二十七号
　一七三三番　二十八号から三十五号まで
　一七三二番　三十八号から四十二号まで

○国土交通省告示第三百六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　弥生一の沢川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　北海道名寄市字弥生の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	44° 20′ 10.9610″	142° 23′ 06.8605″
2	44° 20′ 09.0462″	142° 23′ 06.1977″
3	44° 20′ 08.1306″	142° 23′ 04.6120″
4	44° 20′ 07.3916″	142° 23′ 04.2799″
5	44° 20′ 07.4901″	142° 23′ 03.5734″
6	44° 20′ 08.5533″	142° 23′ 04.0449″
7	44° 20′ 09.5369″	142° 23′ 05.6675″
8	44° 20′ 11.2722″	142° 23′ 06.0964″
9	44° 20′ 12.9087″	142° 23′ 05.5692″
10	44° 20′ 17.8935″	142° 23′ 04.9004″
11	44° 20′ 17.4573″	142° 23′ 07.5236″
12	44° 20′ 15.9145″	142° 23′ 09.0757″
13	44° 20′ 14.1004″	142° 23′ 10.0313″
14	44° 20′ 10.8103″	142° 23′ 08.7457″

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　神社の沢川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　北海道北見市大正の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	43° 48′ 52.1339″	143° 51′ 11.1665″
2	43° 48′ 52.2384″	143° 51′ 08.8114″
3	43° 48′ 53.0584″	143° 51′ 08.7401″
4	43° 48′ 55.1254″	143° 51′ 09.1357″
5	43° 48′ 57.2603″	143° 51′ 08.7866″
6	43° 48′ 57.4512″	143° 51′ 09.6773″
7	43° 48′ 54.3133″	143° 51′ 10.6084″
8	43° 48′ 55.0132″	143° 51′ 11.9749″
9	43° 48′ 54.5319″	143° 51′ 12.7494″
10	43° 48′ 53.9201″	143° 51′ 12.1367″
11	43° 48′ 52.6367″	143° 51′ 13.7797″
12	43° 48′ 52.3172″	143° 51′ 13.3496″
13	43° 48′ 53.1778″	143° 51′ 12.2138″
14	43° 48′ 52.2252″	143° 51′ 11.9923″

○国土交通省告示第三百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　打返沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　山梨県甲斐市打返の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 44′ 11.6141″	138° 31′ 09.6589″
2	35° 44′ 11.6091″	138° 31′ 09.3968″
3	35° 44′ 12.7837″	138° 31′ 09.3612″
4	35° 44′ 13.0802″	138° 31′ 08.9646″
5	35° 44′ 15.0348″	138° 31′ 10.6184″
6	35° 44′ 15.4632″	138° 31′ 10.8180″
7	35° 44′ 15.3060″	138° 31′ 11.1642″
8	35° 44′ 15.2744″	138° 31′ 11.2100″
9	35° 44′ 14.9248″	138° 31′ 12.0025″
10	35° 44′ 12.8165″	138° 31′ 11.8575″
11	35° 44′ 12.3672″	138° 31′ 11.4040″
12	35° 44′ 11.9783″	138° 31′ 10.0346″